

2020年1月

お客さま 各位

きのくに信用金庫

各種預金・貸金庫等規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、2020年4月に施行される改正民法、ならびに2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ「預金等の規定」の一部を下記のとおり、2020年3月1日より改定いたします。

なお、改定後の「預金等の規定」は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定

(1) 定期預金や定期積金等の満期日前の解約についての改定

定期預金共通規定・定期積金規定・積立定期預金規定に次の下線部条項を追加いたします。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) (以下略)

なお、本規定の変更は、民法の改正に伴い明確化の観点から条項を追加するものであり、定期預金などの満期日前解約についての当金庫の手続き(本人確認やお客さまの事情をお伺いしでの対応など)が従来と変わることはありません。

(2) 預金者等の成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化

預金者等が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに各規定に定めていますが、今回、預金者等の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届けていただくように規定を改定いたします。(下線部条項を追加)

7. (成年後見人等の届出)

(例) 定期預金共通規定

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(3) みなし到達条項の追加

お客さまの届出住所宛に発信した当金庫からの郵便物が到達しなかった場合の取扱いについて、すでに普通預金規定には記載されている条項を、他の取引規定にも追加します。

5. (通知等)

(例) 定期預金共通規定

届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 各規定変更時の手続き等について明確化

当金庫が規定内容を変更する際の手続を規定上に明記します。(次の条項を新設)

16. (規定の変更)

(例) 定期預金共通規定

- (1)この規定(共通規定)及び各定期預金商品毎の個別規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2.「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

当金庫では、2019年10月1日より、普通預金規定・定期性総合口座取引規定を改定しマネー・ローンダリング等の防止を図っていますが、今回、定期預金その他の取引規定にも同様の条項を追加改定いたします。

(1)取引制限 (次の条項を新設)

- | | |
|---|--------------|
| 15. (取引制限) | (例) 定期預金共通規定 |
| (1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 | |
| (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。 | |
| (3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 | |
| (4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 | |
| (注) (4)の条項は、貯蓄預金規定、納税準備預金、定期積金規定に追加し、その他の規定では、以下(5)は(4)に繰り上がります。 | |
| (5)本条第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 | |

(2)解約 (下線部追加)

- | | |
|---|--------------|
| 4. (預金の解約、書替継続) | (例) 定期預金共通規定 |
| (1)～(3) (略) | |
| (4) 次の各号に一つでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 | |
| なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 | |
| ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 | |
| ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合 | |
| ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 | |

- ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律所定の本人特定事項を偽ってこの預金口座を開設しあるいは預金取引をしたことが明らかになった場合
- ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第15条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑦ 本条第4項第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合、もしくは所在不明等の理由により確認できる見込みがない場合。
- ⑧ 第15条第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

(5)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① (以下 略)

規定改定後は、口座の開設などのお取引に際して、お客さまやお取引に関する情報をこれまで以上に詳しく確認させていただく場合がございます。また、すでにお取引のあるお客さまにおいても、再度、お客さまに関する情報などを窓口や郵便等により再度ご確認ください場合や、各種書面等のご提示をお願いする場合がございます。

なお、当金庫がお願いする確認資料のご提出や、各種質問へのご回答について、適切にご対応いただけない場合は、やむを得ずお取引をお断りさせていただくことやお取引を制限させていただく場合がございます。

3. その他の改定事項

(1) 定期預金共通規定

残高「ゼロ」のまま長期間利用のない通帳式定期預金口座の自動閉鎖を実施することとします。これに伴い、「定期預金共通規定」に以下の条項を追加いたします。

- 14.(通帳式口座の自動閉鎖)
通帳式定期預金取引について下記条件に該当する場合には、当該通帳の預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。
 (1) 口座残高がゼロであること
 (2) 最終取引日から12ヶ月経過していること。

(2) 当座勘定規定

手形・小切手支払への充当資金を明確化する条項を追加します。

- 第7条(手形、小切手の支払)
 (1) 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
 (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても当金庫が認めた場合には、支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。
 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

(3)貸金庫規定

貸金庫に格納できないものを明示(下線部分追加)、併せて今回の改定分より規定の電子化を行い、原則、当金庫ホームページ上での掲載により規定内容をお知らせすることに変えさせていただきます。また、窓口までお申出いただければ、書面にてお渡しいたします。

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。(①～④略)
- (2) 当金庫は前項に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納することはできません。

(4)夜間金庫取扱規定

すでに預金規定に定めている「反社会的勢力との取引拒絶」条項を追加改定し、併せて、今回の改定分より規定の電子化を行い、原則、当金庫ホームページ上での掲載により規定内容をお知らせすることに変えさせていただきます。また、窓口までお申出いただければ、書面にてお渡しいたします。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第14条第2項⑫～⑭のいずれにも該当しない場合に利用することができます、第14条第2項⑫～⑭の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。

14. (解約等)

- (1) (略)
- (2) 利用者本人が次の事項に該当する場合は、当金庫は何らの通知・催告なく直ちにこの契約を解約します。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①～⑥ (略)
- ⑦ この夜間金庫が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ⑧ 金融機関等による顧客等の犯罪による収益の移転防止に関する法律所定の本人特定事項を偽ってこの夜間金庫を開設あるいは利用をしたことが明らかになった場合。
- ⑨ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって利用者等について確認した事項または第13条第1項もしくは第2項の定めにもとづき利用者等が回答または届出た事項について、利用者等の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。
- ⑩ この夜間金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ⑪ 本条第2項第5号から第9号(前記(2)⑤から⑨)の疑いがあるにもかかわらず正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合、もしくは所在不明等の理由により確認できる見込みがない場合。
- ⑫ 利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ⑬ 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
⑭利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E. その他本号AからDに準ずる行為

4. 改定日 2020年3月1日

5. 改定する規定一覧

規定	マネー・ローンダリング等防止	成年後見の届出	満期日前の解約	規定の変更	みなし到達	電子化	その他
一般当座勘定規定	○	○	—	○	済	済	○
普通預金規定	済	○	—	○	済	済	
定期性総合口座取引規定	済	○	—	○	○	済	
貯蓄預金規定	○	○	—	○	○	済	
納税準備預金規定	○	○	—	○	○	済	
通知預金規定	○	○	—	○	○	済	
積立定期預金規定	○	○	○	○	○	済	
定期積金規定	○	○	○	○	○	済	
定期預金共通規定	○	○	○	○	○	済	○
自由型期日指定定期預金規定	○	○	○	—	—	済	
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	○	○	○	—	—	済	
自由金利型定期預金規定(大口定期)	○	○	○	—	—	済	
変動金利定期預金規定	○	○	○	—	—	済	
貸金庫規定	○	○	—	○	済	○	○
夜間金庫取扱規定	○	○	—	○	—	○	○

(「済」はすでに同内容の改定を実施済です)

改定後の各規定はこちらをご覧ください

[預金規定一覧](#)

以上